

京都駅における臨時交通案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務 プロポーザル受託候補者選定基準

本受託候補者選定基準は、提出された提案内容等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

1 選定者

都市計画局歩くまち京都推進室長 1 名、同室戦略推進担当部長 1 名、同室企画課長 1 名、同室担当係長 1 名、計 4 人の審査員により審査を行う。

2 選定方法

別表に掲げる評価項目について採点し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。応募者が 1 者であった場合は、採点結果が一定点数（平均 60 点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。

3 評価項目及び配点

別表に基づき採点を行う。

4 評価方法

（1）評価点の考え方

審査員は、別表の各項目について、次のとおり判断する。

ア 審査項目①については、以下の 2 段階で評価する。

判定	評価点
京都市内に本社又は支社、事業所を有している。	5 点
京都市内に本社又は支社、事業所を有していない。	3 点

イ 審査項目②については、以下の 5 段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	極めて良好	5 点
B	良好	4 点
C	普通	3 点
D	やや不十分	2 点
E	不十分	1 点

ウ 審査項目⑤については、以下のとおり評価する。

（最低提示価格 ÷ 提案業者の提示価格） × 5 点

(2) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

(3) 項目評価点の計算

項目評価点は次の式により計算する。

項目評価点＝評価点×項目加重点

5 失格の条件

以下に掲げる場合は、無条件で失格とする。

(1) 企画書等に虚偽の記載があった場合

(2) 見積金額が予定価格の上限を超えている場合

(3) 企画書等に必要項目が記載されていない場合

＜評価項目及び配点＞

審査項目	提出書類	評価内容	評価点	加重点	配点
①資格	(様式2) 法人の概要	・京都市内に本社又は支社、事業所を有しているか。	5	1	5
②業務実績	(様式3) 実績報告書	・過去に外国人を含む観光客等に対する案内業務を行った経験や実績があるか。	5	3	15
③業務実施体制	(様式4) 業務実施体制	・仕様書に沿う、提案内容を確実に実施できる適切な実施体制が提案されているか。	5	2	10
④基本的な考え方及び目的適合性	(様式5) 企画書	・本市の方針に沿った、明確かつ現実的な方針が示されているか。	5	2	65
		・観光客を大量輸送可能な公共交通機関へ案内・誘導するための適切な工夫や提案が見られるか。	5	8	
		・その他、効果的な独自提案があるか。	5	3	
⑤見積額	—	・(最低提示価格÷提案業者の提示価格)×5点	5		5
合計					100